

## こんなことが許されていていいの？



**で出勤できないため  
年休申請するも認められず!!!**

**出勤遅延で貸金カットと嚴重注意!**

### 前日から当日にかけての状況

- 2024年2月26日、組合員 A は大雪のため、翌日の勤務に備え自宅や自家用車周辺の除雪を行い22時頃就寝
- 2024年2月27日、8時55分の始業に向け、通常より早い5時に起床したところ、予想以上の降雪を確認【当日、八戸市は大雪(44cm)により、停電や交通マヒが発生！】
- 出勤に向け除雪を行なったが、大雪によってはかどらず、会社に電話し年休を申し込む**
- 会社から「代わりがない」と**出勤するように指示され、年休が認められず**
- 除雪が終わり八戸駅に向かい、新幹線に乗車し出勤したところ「電車が到着して着替えてくるのにこんなに時間がかかるのか?」「今回の件は欠在になる」と話される

### 2024年4月10日

- 年休拒否したことに対して**「2.5日しか残ってがなく、0.5日になってしまえば、今後風邪をひくかもしれない、インフルエンザ流行っているとすれば、高い金を払って診断書をもって病気休職となってしまう。**副長の判断は間違っていなかった**」と話される
- 出勤遅延を発生させ勤務を一部欠いたことは社員として遺憾な行為とし「**前泊も含めて色々な措置は取れていたはず**」と**嚴重注意**の処分が出される



**会社には年休申請を認めない権利はない!!  
今回の処分は何に対する処分なのか???**

**組合員、未加入者と議論し  
安心して働ける職場をつくり出そう!**